# Go To トラベル事業 (地域共通クーポン)



# 目次

1.	事業の目的 ——————	P.	2
2.	地域共通クーポンの概要	- P.	5
3.	地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで ――	- P.	1 9
4.	問い合わせ先	- P.	3 3

# 1. 事業の目的

# 1. 事業の目的

# 観光需要喚起による地域経済の回復

観光産業は、旅行業や宿泊業のみならず、貸切バス、ハイヤー・タクシー、レンタカー、フェリー、飲食業、物品販売業など、裾野が非常に広く、地方経済を支える重要な産業であるが、新型コロナウイルス感染症発生直後より、大変深刻な影響を受けている

多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、 観光施設、交通機関等で幅広く利用できる地域共通クーポンの発行 により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、 観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出

# 1. 事業の目的

# 「安全で安心な新しい旅のスタイル」の普及・定着

感染拡大の防止と観光振興の両立を図っていく必要があり、そのためにも安心して観光・旅行に行って頂ける環境を整えることが重要



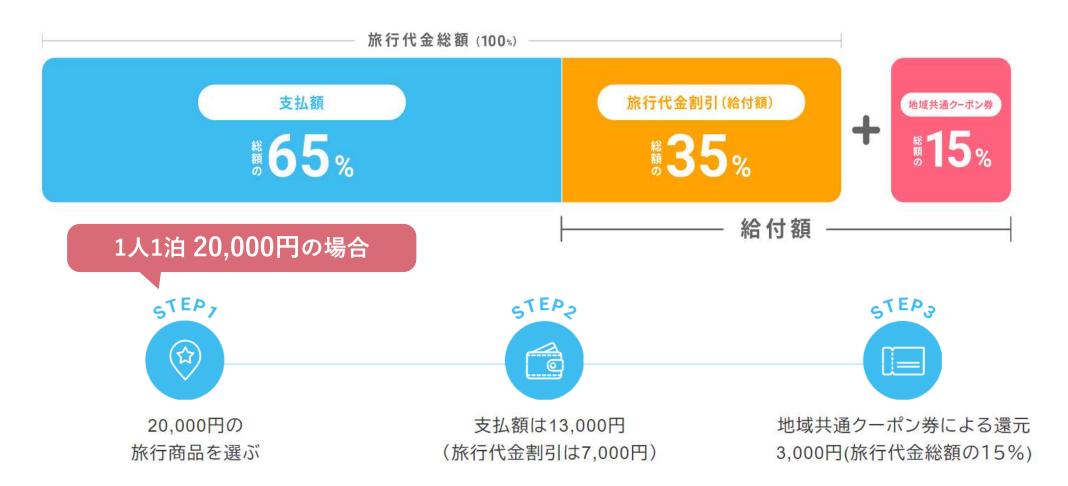
観光関連事業者と旅行者の双方に感染拡大防止策の実施を求め、

本事業を通じて、ウィズコロナの時代における<u>「安全で安心な新しい</u>

**旅のスタイル」を確立し、普及・定着**させる

## (1) 地域共通クーポンの給付額

- ・**旅行代金の15%相当額**を地域共通クーポンとして旅行者に配布
  - ※ 旅行代金の15%に1,000円未満の端数が生じる場合には四捨五入 = 端数が500円以上の場合は1,000円を付与
- ・一人一泊あたり6,000円が上限(日帰り旅行は3,000円が上限)



## (2)発行形態·券種

発行形態:①紙クーポン

②電子クーポン

·発行券種:①紙クーポン : 券種1,000円

②電子クーポン:券種1,000円、2,000円、5,000円

#### イメージ

#### ①紙媒体のクーポン(商品券)





#### ②電子媒体のクーポン



※ 取扱店舗は、紙クーポン・電子クーポンのいずれか一方のみを取り扱うこととしても構わない。

## (2)発行形態·券種

# 【①紙クーポン】

·**発行券種**:券種1,000円

【偽造防止対策】 隠し文字等

QR

取扱店舗清算用QR

発行:国土交通省 観光庁

表面

【利用エリア】 旅行会社・宿泊事業者で スタンプを押印

(例) 宿泊地 = 長野県の場合

#### 長野県

群馬県 埼玉県 新潟県 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県

【取扱店舗控】 取扱店舗で保管



【有効期間】 旅行会社・宿泊事業者で 記入orスタンプを押印

2020.11.3

#### 裏面



使用済みクーポンを換 金するにあたり、万一入

入金完了を確認するま

り、利用者に代わって取扱店舗が券面相当額の給付金を受け取ることを承認したものとみなします。 で大切に保管ください。

〈お問い合わせ〉

000000000

金額に差異があった場 合、この半券が必要にな

> Go To トラベル事業 コールセンター Tel: 0570-002442

0000000000

【本券】 事務局に郵送して 精算

### (2)発行形態·券種

- 【②電子クーポン】 ・発行券種:券種1,000円、2,000円、5,000円
- ① 受取ページへの ログイン
- ② 発行したい券種を選択
- ③ クーポン発行

④取扱店舗のQRコード 読み取り









⑤ 店舗に提示し 決済確認

※取扱店舗においては、登録完了後に提供されるQRコードを置けば、特段の設備の用意は不要。

#### (3)有効期間

・宿泊旅行の場合: 宿泊日及びその翌日

・日帰り旅行の場合 : 旅行の当日

- ※ <u>地域共通クーポン制度開始日(10月1日)以降に開始する旅行を対象</u>。 旅行代金の割引支援の終了をもって、地域共通クーポンの付与も終了。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、地域共通クーポンの配布 及び利用の全部又は一部を停止することがある。





#### (4)利用エリア

・宿泊地(日帰り旅行の場合は主たる目的地 )の属する都道府県 及び当該都道府県に**隣接する都道府県** 

宿泊地(日帰り旅行の場合は主たる目的地)が 福島県 の場合



※複数の宿泊地を含む旅行の場合にあっては、最初の宿泊地においてすべての地域共通クーポン(最初の宿泊地の属する都道府県及びその隣接都道府県を利用エリアとするもの)を旅行者に配布する。ただし、旅行業者等が対応できる場合には、宿泊地ごとに分割して配布することができる。

### (5)利用可能店舗

- ・地域共通クーポンの取扱店舗として、Go To トラベル事務局の登録を 受けた店舗(土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、 交通機関等を含む。)
- ・地域共通クーポン取扱店舗かどうかは、店頭など見えやすい場所でのステッカー・ポスター掲示、リストの公式HPでの公表により、旅行者にわかるよう可視化※ポスター掲示写真の提出がある

※ ポスター掲示写真の提出がある までは公式HPには掲載されない

#### ステッカー



使用可能なクーポン (紙・電子) を可視化

# (6) 地域共通クーポンの利用対象にならない商品・サービス

区分	事例					
(1) 行政機関等 への支払い	<ul> <li>① 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課</li> <li>② 社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等)</li> <li>③ 宝くじ(ジャンボ宝くじ、toto、BIG等)</li> <li>④ その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等)</li> <li>※運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象</li> </ul>					
(2) 日常生活 における 継続的な支払い	<ul> <li>① 電気、ガス、水道、電話料金等</li> <li>② NHK放送受信料</li> <li>③ 不動産賃料</li> <li>④ 駐車場の月極・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象</li> <li>⑤ 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等)</li> </ul>					
(3) 換金性の高い ものの購入	<ul><li>① 金券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等)</li><li>② プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等</li><li>③ 金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等)</li></ul>					
(4) その他	<ul> <li>地域共通クーポンの利用エリア内でサービスが完結しないもの※利用者が利用エリア外に出なければ可(宅配等の配送サービスは対象)</li> <li>事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等</li> <li>授業料、入学検定料、入学金等※アクティビティのガイド料等は対象</li> <li>宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金</li> <li>既存の債務の弁済</li> <li>各種サービスのキャンセル料</li> <li>電子商取引</li> <li>無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの</li> <li>公序良俗に反するもの</li> <li>社会通念上不適当とされるもの</li> <li>その他各取扱店舗が指定するもの</li> </ul>	13				

## (7)地域共通クーポンの配布方法

旅行・宿泊商品の購入先		発行形態	旅行者に 配布する主体
加旅	店頭販売	紙	旅行業者等
旅行業者等	WEB 販売等	紙	宿泊施設 (宿泊施設の了承が必要)
等		電子	事務局
②宿泊施設		紙	宿泊施設

- ※ 事務局は、旅行業者等や宿泊施設に対して、あらかじめ一定数の紙クーポンを発送。不足が見込まれる場合には、旅行業者等又は宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配送を行う。
- ※ 旅行業者等・宿泊施設は、旅行者に紙クーポンを配布する前に、有効期間及び利用エリアをスタンプ等により 記載した上で、旅行予約ごとに、配布する紙クーポンの 裏面左下の券番号を記録・保管するか、裏面右上のQR コードを読み取り記録・保管する必要がある。

¥1,000

【取扱店舗控】

使用済みクーポンを換

金するにあたり、万一入

金額に差異があった場合、この半券が必要にな

入金完了を確認するま

取扱店舗様へ

#### Co To L = 0°1

#### Go To トラベル事業 地域共通クーポン

〈ご使用に関してのご注意〉

- ・利用エリア及び利用期間にスタンプの無いものは、利用できません。
- ・券表面にスタンプされた、有効期間内、利用エリア内に限り利用できます。
- ・取扱店舗、取扱商品等の詳細については、ホームページをご確認ください。
- ・本券の第三者への売買・譲渡・現金との引き換えはできません。
- ・払い戻しや交換、再発行は致しません。また釣銭は出ません。
- ・旅行を取消した場合、必ず配布個所へクーポン券をご返却ください。
- ・本券の使用により、利用者に代わって取扱店舗が券面相当額の給付金を受け取ることを承認したものとみなします。

000000 0000000000

・新型コロナウィルス感染拡大状況や災害発生等により、利用できなくなる場合があります。

で大切に保管ください。

000000000 Go Tel:

#### ― (お問い合わせ) -

Go To トラベル事業 コールセンター TEL: 0570-002442

2442 0000000000

発行:国土交通省 観光庁





取扱店舗清算用QR

# (7) 地域共通クーポンの配布方法

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

# 店頭販売

・旅行業者等が旅行者に紙クーポンを配布(旅行代金精算時など)



※ 旅行の申込がキャンセルされた場合等には、旅行業者等の責任において旅行者から 紙クーポンの返還を求める。

(仮に返還が行われない場合には、事務局は当該旅行業者等又は旅行者に対し、当該 紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う。)

- 2. 地域共通クーポンの概要
  - (7) 地域共通クーポンの配布方法
- ① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

# WEB販売等

i) 宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布(チェックイン時)



ii **)電子クーポン**を**配布**(旅行日当日)



# (7) 地域共通クーポンの配布方法

# ②宿泊施設に直接宿泊の予約をした場合

**宿泊施設**が旅行者に**紙クーポン**を配布(チェックイン時)







旅行者



※ チェックイン後に宿泊内容の変更(例:滞在日数の短縮)があった場合であって地域共通 クーポンの付与枚数が減少する場合には、宿泊施設の責任において旅行者から紙クーポン の返還を求める。

(仮に返還が行われない場合には、事務局は宿泊施設又は旅行者に対し、当該紙クーポンの 金額に相当する金額の請求を行う。)

# (8) 地域共通クーポンの取扱いに関する留意事項(禁止事項)

地域共通クーポンと現金との交換



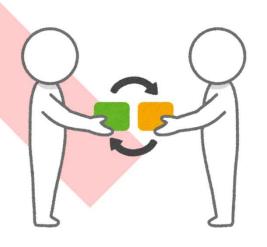
地域共通クーポンで購入した商品の返品の際の返金



券面額以下の利用の場合のお釣りの返却



地域共通クーポンの交換



## (1)参加条件

#### 1) 事業者の条件

- ・<u>地域共通クーポンの取扱いに係る責務等</u>を果たし、事務局の指示に基づき地域共通クーポンを適切に取り扱うことができる者であって、かつ、<u>感染症拡大防止策</u> <u>に係る責務等</u>を果たし、<u>感染拡大防止策を徹底する者</u>(日本国内において事業を 実施している者に限る)。
- ・ただし、役員等が暴力団員である者等を除く。

#### 2) 店舗の条件

- ・Go To Eatキャンペーン事業の対象となる飲食店については、同事業の登録を受けていること。(宿泊施設については特例有)
- ・対象外となる店舗は以下のとおり。
  - 風営法の許可・届出の対象となる営業(深夜酒類提供飲食店営業を除く)を 営む店舗
  - ▶ 利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗
  - ▶ カラオケ・ライブハウス

# (1)参加条件(感染症拡大防止策に係る責務等)

- ① **業種別**に定められている**新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守**すること
  - 登録時に、「Go To トラベル事業参加同意書」において、遵守 するガイドラインを記入
  - 配布するポスターに、遵守するガイドライン・責任者名を記入し、店頭など旅行者から見えやすい場所に掲示
     ページで公表)
    - ▶ ポスターを掲示した箇所を撮影し、写真を事務局に提出 (ホームページのURLを報告)



- ② 行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと
- ③ 取扱店舗において<u>従業員に感染者</u>が出た場合や、取扱店舗を利用した<u>旅行者等に感染者</u>が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、<u>事務局に報告</u>を 行うこと
- ④ 感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と**観光庁が実施する感染症対策・ 災害対応の措置に協力**すること
- ※ 飲食店に関しては、「Go To Eatに参加する飲食店が守るべき感染症対策」を求める

# (1)参加条件(宿泊施設の飲食店の登録)

・Go To トラベル参画宿泊施設の飲食店は、宿泊施設のガイドラインが遵守されていると評価できる範囲(宿泊事業者の管理が及ぶ範囲)については、Go To Eat の登録を受けているかにかかわらず、地域共通クーポンの取扱店舗としての登録が可能。

#### **宿泊事業者**が

運営する 宿泊施設の建物内の 飲食店



#### 宿泊事業者以外の者が

運営する 宿泊施設の建物内の 飲食店



#### 宿泊事業者が

運営する 宿泊施設の敷地内の 飲食店



#### 宿泊事業者が

運営する 宿泊施設の敷地外の



#### (2)登録申請

# ① 登録申請方法

- ・地域共通クーポン取扱店舗となることを希望する者は、申請に必要 な書類に必要事項を入力又は記入し、以下のいずれかの方法で申請
  - ※ **登録申請は、法人単位で**行う。**複数の店舗を持つ事業者**は、対象となる店舗について **とりまとめて申請**を行う。(フランチャイズ店、商店街、大型商業施設等は特例有)

## 1) 公式ホームページで申請

https://biz.goto.jata-net.or.jp/ (Go To トラベル事業者向けサイト)

#### 2) 郵送で申請

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目24番14号 「Go To トラベル事業 地域共通クーポン取扱店舗登録事務局」

※ 郵送による申請を希望する場合であって、申請書類一式が必要な場合には、 Go To トラベル コールセンターに連絡

- 3. 地域共通クーポン取扱店舗の登録から精算まで
  - (2)登録申請

# ② 申請期間

# 9月8日 (火)~

※ 申請は随時受付。ただし、9月15日(火)までに申請した事業者 (申請に必要な書類に不備がある者を除く。)が営む店舗(飲食店を 除く。)については、地域共通クーポン開始の日までの間に、登録を 行った上で、取扱店舗用マニュアル、換金用伝票、販売用ツール(ポ スター、ステッカー等)など一式を配送予定(参加条件を満たさない こと等により登録が行われない場合を除く。)。

## (2)登録申請

# ③ 申請に必要な書類

- ①取扱店舗登録申請書
- ②登録希望店舗リスト

- 遵守すべきガイドラインの名称を 記入した上で遵守を誓約
- ③Go To トラベル事業参加同意書
- 4口座確認書
- ⑤口座情報が確認できる書類(通帳の写し、キャッシュカードの写し等)
- ⑥日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類 (開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証等 の公的機関から発行される書類の写し)
- ※ 公式ホームページで申請する場合には、申請様式のダウンロードは不要
- ※ Go To Eatの対象となる「飲食店」にあっては、同事業の登録を証する書類が必要。

# (参考) 飲食店の登録手続の流れ

- 飲食店のGo To トラベルの登録には、Go To Eatの登録が必要。
- ・Go To Eatの登録が完了するまで、Go To トラベルへの登録は保留。



※「飲食店」とは、Go To Eatの対象となる飲食店をいう。

# (3)登録後の準備

ステッカー・ポスターに記入し掲示



クーポン取扱いについての従業員研修



掲示したポスターの写真を事務局に提出

※ポスター到達 から10日以内





電子クーポン用2次元コードの設置



## (4) 利用者からの受取の際のフロー

- ①お会計(支払い額の提示)
- ②旅行者から地域共通クーポン使用の意思表示
- ③商品・サービスが地域共通クーポンの利用対象か確認
- ④地域共通クーポンが<mark>偽造等され</mark>たものでないかを確認 地域共通クーポンに印字された利用エリアと有効期間を確認
  - ⑤利用者から地域共通クーポンを受け取り商品等を受け渡し
    - ⑥ミシン目に沿って地域共通クーポンを切り離して保管





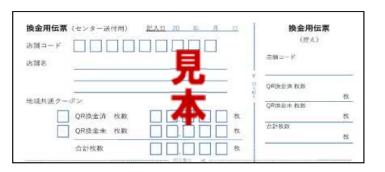
精算へ

入金確認まで保管

## (5)精算

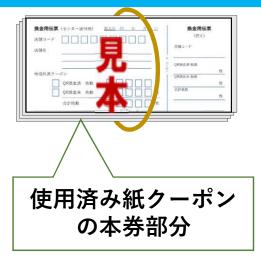
# ① 紙クーポンの換金請求方法

# ① 換金用伝票に 必要事項を記入



※ 換金用伝票は登録時に配布する ほか、HPよりDL可能

# ② 換金用伝票を表紙にして紙クーポンを 輪ゴムで束ねる



# ③ 封筒又は段ボールに 宅配伝票を貼り送付

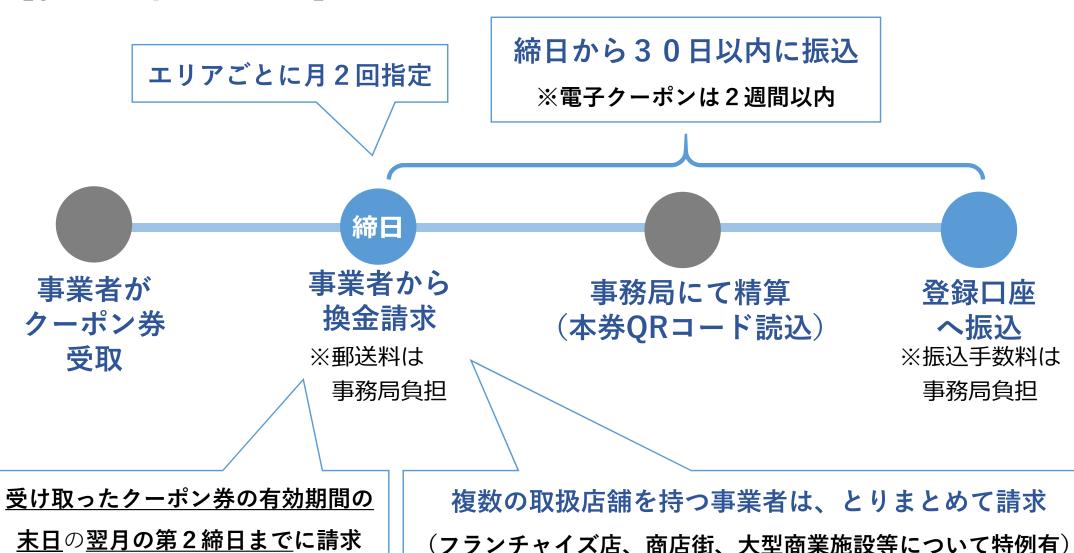


# ② 電子クーポンの換金請求方法

- ・利用者がQRコード標識を読み込み電子クーポンを利用することに
  - より、換金の請求が自動的に行われる。

# (5)精算

# 【紙クーポンの場合】



※ ポスター掲示写真の提出があるまでは換金請求には応じられない

# (6) フランチャイズ店・商店街・商業施設等における登録・精算

	取扱店舗の登録	クーポン券の精算
複数の店舗を持つ事業者	とりまとめて 申請	とりまとめて 請求
フランチャイズ店	<b>原則</b> とりまとめて申請 本部を1事業者として 登録をすることも可	とりまとめて請求 <b>可能</b> 本部を1事業者として 精算することも可
商店街	商店街を構成する事業者や 商業施設のテナントなどについて	商店街を構成する事業者や 商業施設のテナントなどについて
· 大型商業施設等	とりまとめて 申請 <u><b>可能</b></u>	とりまとめて 請求 <u><b>可能</b></u>

- ※ 取扱店舗の申請のみをとりまとめ、精算の請求は個々の事業者毎としても構わない。
- ※ 事務局では、とりまとめに係る費用を負担しない。

#### (7)登録の取消し

- ① 申請内容に虚偽等があった場合
- ② 地域共通クーポン取扱店舗が取扱要領の規定に違反した場合
- ③ 地域共通クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合
- ④ Go To Eatキャンペーン事業の対象となる飲食店にあっては、同事業の登録を取り消された場合
- ⑤ その他の地域共通クーポン取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合

# 地域共通クーポン取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消す

- ※ 事務局は、必要に応じて取扱店舗(取扱店舗からの換金請求をとりまとめるフランチャイズ 本部その他の者を含む。)から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。
- ※ 登録が取り消された場合、以後、地域共通クーポンの取扱いを行うことができない。
- ※ 不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る。

# 4. 問い合わせ先

# 4. 問い合わせ先

## Go To トラベル事業 コールセンター



0570-017-345

受付時間: 10:00~19:00 年中無休

IP電話等からの お問い合わせ先 03-6747-3986

受付時間: 10:00~19:00 年中無休

# Go Toトラベル事務局公式サイト

▼ 事業者向けサイト

▼ 旅行者向けサイト

https://biz.goto.jata-net.or.jp/

https://goto.jata-net.or.jp/